

公示番号：19a00274

国名：ガーナ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト（試験監理・種子生産）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：試験監理・種子生産
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月上旬から2019年9月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	現地業務期間	国内整理期間
5日	30日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月10日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月24日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計 100 点)

類似業務	稲栽培に係る種子生産及び試験業務
対象国／類似地域	ガーナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」）においてコメは主要穀物の一つであり、国産米生産量は2004年から2013年の期間で、年間24万トンから57万トンに倍増した。しかし、近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により、2000年から2010年の10年間で、1人当たりのコメの消費量は年間15.4kgから37.5kgに大きく増加し、2013年のコメの総消費量は百万トンに達しており、生産量は消費量には追いついていない。消費量と国内生産量の差は輸入米で補完しており、食糧安全保障及び外貨確保の観点から、国内産のコメの生産増加及び安定的供給は、ガーナ政府にとって喫緊の課題である。

同国では、ガーナ灌漑開発公社（Ghana Irrigation Development Authority、以下、「GIDA」）がガーナ国全体の灌漑開発候補地の調査、施設設計・施工、灌漑（排水）地区の運営維持管理、農民に対する営農技術の普及を行ってきている。GIDAが管理する22の灌漑地区のひとつであるポン灌漑地区（Kpong Irrigation Scheme、以下「KIS」）において近年、肥料・農薬会社が自社製品の販売促進の一環として収穫米を担保にした契約栽培を進めたり、同地域でのコメをブランド化する事業を進めたりするなど、民間企業が普及の役割を担う新しい動きがあるものの、いまだ試行的な段階にとどまっている。

こうした状況のもと、ガーナ政府は、世界銀行とUSAIDの支援によって実施中のガーナ商業的農業プロジェクト（Ghana Commercial Agriculture Project、以下、「GCAP」）の協力コンポーネントの一つとしてKISの灌漑施設改修を進めるとともに、民間セクターによる施設維持管理、（Water Users Association、以下、「WUA」）の設立支援も実施している。このような背景の中、JICAに対し、GIDA及び農民組織の灌漑維持管理能力向上、灌漑稲作栽培技術の普及、農業市場化の促進等を支援する技術協力を要請した。

これを受けてJICAは、GIDAをカウンターパート(C/P)機関として、2016年1月から2021年1月までの5年間の計画で「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施中であり、現在、5名の専門家（「チーフアドバイザー／灌漑事業管理」、「組織強化／水利組合育成」、「営農」、「プログラム調整」、「業務調整／市場志向型農業」、以下「プロジェクト専門家」）を派遣している。

本プロジェクトではこれまで、稲作栽培（品種、収量、農作業の形態・時期、生産コスト、栽培ステージ毎の除草剤、肥料使用量等）に関するベースライン調査を実施するとともに、農家が必要と感じている研修ニーズについても情報を収集した。

2017年1月に派遣された稲栽培短期専門家は、本プロジェクト対象地域の稲作栽培の向上を図ることを目的とした栽培面での技術的な制約条件および課題を特定するとともに、営農分野専門家が取り組む詳細活動計画、研修カリキュラムの作成、および低投入型の稲作栽培技術の提案を行った。

2017年3月に派遣された営農長期専門家は、改定された活動計画（Plan of Operation, P.O.）をベースにC/Pとともに収益性の高い稲作営農技術（Optimum Input Rice Cultivation）を検証するための試験圃場の確保と整備を行うとともに、2017年小雨期作、2018年雨期（メジャー期）作、2018年小雨期作において稲作に関する品種比較、直播における播種量、移植栽培における栽植距離、窒素の施用量、水管理部門と連携した灌漑水量等の圃場試験を実施している。

一方、プロジェクトではKISとともに2017年メジャー期において農家による優良種子の生産を開始し、JICA専門家は既存の資料を参考としつつ研修やモニタリングを行ってきた。この結果、KISは2017年には種子生産者として正式に登録されるとともに、生産された種子は保証種子（Certified seed）として認証を受けている。一方、KISの採種農家は原原種種子（Foundation seed）をサバンナ農業研究所（Savanna Agricultural Research Institute、以下、「SARI」）および作物研究所（Crops Research Institute、以下「CRI」）から調達しているが、異株が見られたためその異株の抜き取り作業コストが大きな課題となった。

上記の課題を受けて2019年1月に派遣された短期専門家（試験監理・種子生産）はガーナ国における種子生産に関する現況調査を行うとともに提言を行った。SARIでは、育種家種子も原原種種子も農家に委託、技官が定期的に農家圃場（SARI farmers）に出かけて指導しており、育種家種子および原原種種子の採種栽培を農家に依存している。CRIでは、育種家種子を栽培・採種しているが、それ以降は種子会社に委託し民間ベースで種子生産がされるが育種家種子は系統栽培ではなく、集団栽培していることが確認された。一方、種子の品質を保つためには、公的機関による厳正な種子の審査が重要となるがPPRSD（Plant Protection and Regulatory Service Directorate）による育種家種子、原原種種子、保証種子の全てを審査が十分になされていない点も示唆された。

こうした調査結果を受けて、CRIやSARIから原原種種子ではなく、その上流の育種家種子を入手し、KIS所有の圃場にて原原種種子生産をC/P及び専門家が責任をもって実施することで、プロジェクトが支援するKIS種子生産農家が必要とする量の原原種種子の供給を行うことが提案された。2019年メジャー期よりプロジェクトが作成した既存の種子生産ガイドラインをベースとして原原種種子生産を行うこととなった。一方、種子審査には、圃場審査と室内審査があるが特に注意すべき圃場審査について、GIDA KISおよび種子生産関係者が自ら実際に圃場における各稲株の形質発現を見て、品種としての均一性を判断することが重要である。このような背景から原原種種子生産および圃場審査に知見を有する短期専門家の派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SARIおよびCRIによる育種家種子の生産状況およびPPRSDによる圃場審査に関するモニタリングを行うとともにプロジェクトによる2019年メジャー期における原原種種子生産に関し品種の形質が顕著となる穂ばらみ期から登熟前期までの期間に実際の圃場審査および異株抜きの手法について派遣中のプロジェクト専門家及びC/Pへ指導および助言を行うものとする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2019年8月上旬)

- ① 既存の JICA 報告書、ベースライン調査結果、他ドナー報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ガーナにおける種子生産の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 農村開発部及びガーナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し JICA 農村開発部へ提出・説明する。

(2) 現地業務期間 (2019年8月上旬～2019年9月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行い、内容を確認する。
- ② SARI および CRI 等の機関から稲の育種家種子および原原種生産に関する情報収集、モニタリングを行う。
- ③ PPRSD による圃場審査について情報収集およびモニタリングを行う。
- ④ プロジェクトの圃場における原原種種子生産について特に異株抜きに関して助言を行うとともに KIS における原原種種子生産ガイドライン案を作成する。
- ⑤ GIDAKIS および種子生産関係者を対象に圃場審査基準に関する指導・助言および審査方法や知識に関するセミナーおよび現場研修を行う。
- ⑥ KIS 種子生産農家による保証種子の生産について適宜指導・助言を行う。
- ⑦ 計画・実施されている試験栽培について営農専門家および C/P に対し適宜指導・助言を行う。
- ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA ガーナ事務所、C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年9月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務計画書(和文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文2部(JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所へ各1部)

(2) ワークプラン(英文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部(JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各1部)

(3) 現地業務結果報告書（英文）

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り込むこと。

英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(4) 専門家業務完了報告書（和文）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アクラ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務日程は 2019 年 8 月 8 日～2019 年 9 月 6 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー／灌漑事業管理（長期派遣専門家）

イ) 組織強化／水利組合育成（長期派遣専門家）

ウ) プログラム運営（長期派遣専門家）

エ) 営農（長期派遣専門家）

オ) 業務調整／市場志向型農業（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

GIDA KIS 内における執務スペース提供（ネット環境有）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が JICA ナレッジサイト (<http://gwweb.jica.go.jp>) で公開。
 - ・ 案件概要表
- ② 本業務に参考となる以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開。
 - ・ ガーナ共和国 アクラ平原灌漑開発事業協力準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008567.html>
- ③ 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ 第四チーム (TEL:03-5226-8426) にて配布。
 - ・ 詳細計画策定調査報告書
 - ・ ベースライン調査結果
 - ・ 2017 年 1 月派遣の稲栽培短期専門家業務完了報告書
 - ・ 2019 年 2 月派遣の試験監理・種子生産短期専門家業務完了報告書
 - ・ 試験結果報告書

本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。

また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約

款を適用し、国外の役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上